

発達障害や知的障害の人が自立した生活を送るための支援にとって必要なのが「合理的配慮」です。「合理的配慮」とは2016年4月より施行された「障害者差別解消法」に明記されている障害者の人権に関わる配慮で、障害を持つ人々に対してその障害特性を認めて、合理的配慮義務を法律で定めたものです。障害者への差別禁止や障害者の尊厳と権利を保障することを義務づけた国際人権法に基づくもので、2006年に国連で採択され、翌年日本も批准した「障害者の権利に関する条約」でも明記されています。そしてそのために必要な環境の整備、人の確保、そして個別指導の配慮を行うことが求められます。DVDは、第1巻で基本的理解を考え、第2巻では具体的なアプローチ方法を示します。

【第1巻内容】

- (1) 合理的配慮の概略について  
講師：小倉尚子 公益社団法人発達協会 言語聴覚士・
- (2) 合理的配慮に必要な障害の知識  
講師：石崎朝世 王子クリニック院長・小児科医
- (3) 神経心理学から理解する  
講師：坂爪一幸 早稲田大学教育・総合科学学術院教授

〔協力〕公益社団法人 発達協会

定価：本体15,000円（＋消費税）

2016年10月製作

【製作・著作】

株式会社アローウィン

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場3-12-5 セブンビル501  
tel 03-3361-6789 fax 03-3361-6776  
URL <http://arowin.net> e-mail [contact@arowin.net](mailto:contact@arowin.net)



このDVDを権利者に無断で複製、放送、公開上映などに使用することは法律で禁じられています。

合理的配慮

第1巻

合理的配慮

～知的障害・発達障害のある人への  
自立のためのコミュニケーション支援～

第1巻  
合理的配慮とは

沈黙は「理解できていない」と考える

好きなことをテーマに話す  
教えた「質問」のことは  
通訳的役割と促進  
「やっつけていい？」と「できました」  
「わかんない」と「できませんでした」  
「答えやすい質問をする」  
「答えをせかさな」  
「二重否定文」  
「心がけたい一文一意」  
「これがいい」  
「威圧したり感情的に話さない」  
「視空間ワーキングメモリの活用」  
「類推や仮定文の問題」  
「ゆっくりと話す」

監修

坂爪一幸  
湯汲 英史

早稲田大学教育・総合科学学術院教授  
早稲田大学教育学部非常勤講師  
公益社団法人 発達協会常務理事

